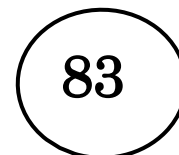


# 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立田川高等学校
課程又は教育部門	全日制課程



## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法第2条」

上記のように、「いじめ」は、いじめられている生徒の主観を重視した定義に立っているが、いじめ防止対策推進法第1条に示されているように、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

教職員には校内研修等で、生徒にはホームルーム活動等で、保護者には保護者会等で、具体的事例に則して法のいじめの定義の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見逃さない・見逃さない姿勢を共有する。

本学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底し、積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図り、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員ではなく組織として一貫した対応とする。また、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換を図る。

本方針の中核的な内容として、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容のプログラム化を図る。

また、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。さらに、いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。

また、アンケート、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有するなどの取組を実施する。そして、これらの中核的な策定事項は、同時にいじめ防止等対策委員会の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含め、年間を通じた活動を具体的に記載する。（様式2・3参照）

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、本基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ問題対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを定める。本方針の策定・見直しを行うに当たっては、できるだけ、保護者、関係機関等の意見を取り入れることにより、学校の取組を円滑に進め、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携を図る。また、生徒と

ともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し必要に応じ、生徒の意見を取り入れ、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

策定した基本方針については、本校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が本学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・年度の開始時に生徒、保護者等に説明するものとする。

## 2 いじめの未然防止(未然防止のための取組等)

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという危機意識を持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

### (1) 人権教育・市民性教育等によるいじめ(未然)防止

いじめの(未然)防止のため、学校は全ての生徒を対象に、まず第一段階として、生徒が「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけをすることと、第二段階として、ホームルーム活動等において、法や本基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための生徒主体のいじめ防止の取組をする。

第一段階の留意点としては、①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりをめざす②生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促すことが求められる。

第二段階では、実際の事例や動画などを教材に、生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意することで、生徒がいじめ問題を自分の事として捉え、いじめに対して正面から向き合うことができるようになる。また、生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点も重要である。いじめ防止のためには、「傍観者」及び「観衆」の中から勇気を奮っていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントである。そのためには、まず学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして、担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要である。さらに、法律的な視点から考えることも未然防止教育として重要である。

### (2) 魅力ある学校づくり(「絆づくり」と「居場所づくり」)

全ての生徒が、学校を魅力ある場所と感じるためには、「絆づくり」と「居場所づくり」を、意図的・計画的に取り組む。「絆づくり」とは、日々の授業や行事等において、全ての生徒が活躍し、協働的な活動を通して、互いが認め合える場面を実現することである。生徒が主体であり、教職員の役割は場と機会の設定である。「居場所づくり」とは、学級や学校をどの生徒にとっても安心できる場所にしていくことである。「居場所づくり」は教職員主導で行う。それにより、自己存在感や充実感を醸成することを基盤としながら「絆づくり」における主体的な活動を通して互いを認め合う体験を積み重ねていくことが重要である。

誰もが気持ちよく安心して安全に過ごせるように、学級の約束事を決め、生徒が自分たちで守っていけるように工夫する。例えば、「清掃は全員で行う」等、誰もができることを徹底する規律ある学級づくりを、学級経営の中心に据えることによりいじめが起こりにくい学級ができる。

生徒が過ごしやすい学級とは、自分を認めてくれる場面が多い学級である。お互いを認め合う場面を多くつくることで、自己有用感をもたせることができる。例えば、係活動等、主体的に取り組む共働的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を生徒が感じられるように絆づくりを進めることが大切である。

学校生活の中で、例えば、ある生徒の発言に他の生徒が冷やかすといった時など毅然とした指導が必要な場面が出てくる。もし、このような場面で教職員が毅然とした指導を行わなかったら、許容範囲の行為として受け取る。「その時」に「その場」で全体指導を行った上で、情報を収集し、中心となっている生徒の個別指導につなげることが必要である。

生徒を日常的に観察し、積極的に声を掛けることを心掛ける。そうすることで、生徒は「先生は私のことを見てくれている」と感じ、教職員に不安や悩みについて相談しやすくなる。また、教職員は日頃の生徒の言動で気になっている些細な事柄等をメモしておき、定期の教育相談等で話題にあげる。これまで述べたことを全学級で統一して学級づくりを進めることにより、いじめの未然防止が期待できる。

生徒にとって、学校生活の中心は授業である。生徒一人一人に分かる授業を実感させることは、教職員に課せられた重要な責務である。毎日の授業において、すべての生徒が参加・活躍できるよう授業を工夫・改善し、「わかる授業づくり」や「アクティブラーニング型授業」を展開することは、生徒一人一人が生き生きと学習に取り組み、学校や学級の中での「居場所」や「絆」をつくることにもつながる。

#### (3) 特に配慮が必要な生徒、部活動等

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。また、校内の定例の教育相談委員会、いじめ問題対策委員会等でいじめを始めとする生徒指導上の諸問題（発達障がいや性同一障がい等含む）について情報交換を行うとともに、教職員の正しい理解の促進と共通理解を図る。

本校において、今後もしじめ等のない環境で部活動を実施していくために、部室の使用方法や、人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について、機会を捉え、顧問が指導を行う。

#### (4) いじめ問題対策委員会、PDCAサイクル等

また、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、いじめ問題対策委員会は、生徒及び保護者に対して、その存在及び活動が容易に認識される取組（全校集会の際にいじめ問題対策委員会の教職員が生徒の前で取組を説明する等）を実施していく。そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査の内容や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### (1) 基本的考え方

日本のいじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、また、同じ学級に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりすることがある。そのため、いじめの存在に気付くことができなかつたり、学級担任の抱え込みから事態が深刻化してしまつたりするケースも少なくない。そのため、生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められる。さらに、最近では、SNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えている。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。上で述べたように、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。そのため、定例以外でも、いじめの可能性が少しでも疑われる場合は、臨時で委員会を開催し、情報交換・共有をし、必要に応じて、対策等を検討する。

いじめの早期発見のため、学校は、ネットパトロールを実施したり、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談ポスト、電話やメールでの相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭等と連携して生徒を見守っていく。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

まず年度当初に、県教育委員会作成の資料等を活用し、いじめの認知に関する校内研修を実施し、教職員でいじめの認知についての共通理解を図り、いじめの正確な認知から解消まで組織的に指導できる体制を構築することが大切である。

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、年2回配布する保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている生徒が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する。）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応することが肝要である。さらに、生徒に安心感を与えるこまめな校内的の見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちにさせる教育相談活動なども大切である。また、家庭や関係機関等と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることも重要である。学校の「気付き」と家庭・地域等の「気付き」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見が可能になる。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。保健室や相談室の利用、電話やメールでの相談窓口についても長期休業中の生徒心得やカード・リーフレット・ポスター等を通して、生徒・保護者に周知する。生徒へ配布する際には、「悩みを一人で抱え込まず、信頼できる大人や友達にSOSを出してよい」こと等を指導する。保護者には、リーフレット等の配布とともに、自校のいじめの防止対策や早期発見・早期対応の取組等を示した、学校いじめ防止基本方針を併せて周知する。

なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

いじめのサインは、いじめを受けている生徒本人からも、いじめている生徒の側からも出ている。そのため、「チェックポイント」等を活用し、日常的に生徒を観察することが大切である。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人が苦痛と感じていれば、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要である。（1）にも述べたが、定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。部活動においては、必要に応じ、部活動顧問による臨時的な面談等を実施することにより、早期発見に努める。

更に、校内の教育相談委員会等を活用し、あらゆる角度からの生徒理解に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや学校外の相談機関等についても、適宜、生徒、保護者に周知し、支援態勢構築に万全を尽くす。

## 4 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処(ネット上のいじめを含む))

### (1) 基本的考え方

#### ① いじめられている生徒の理解と傷ついた心のケア

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）の発生を未然に防ぐため、いじめられている生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。その際、以下のような点に留意する。

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
- ・大人の思い込みで生徒の心情を勝手に受け止めないこと
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

#### ② 被害者のニーズの確認

対応の第二歩としては、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認する。危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要である。

#### ③ いじめ加害者と被害者の関係修復

対応の第三歩としては、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図る。加害者の

保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めるように心がける。

加害側の生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になる。また、指導の事前及び対応の過程で被害生徒及び保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行うことも忘れてはならない。

#### ④ いじめの解消

対応の第四步としては、いじめの解消を目指す。その際、何をもって「解消」とするのかという点についての共通理解を図る。解消の二条件（下の（7）参照）を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要がある。なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが大切である。

また、対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが重要である。そうでないと、被害者が自分の辛さを受け取ってもらえないと感じて孤立感を深め、二重三重に苦しむことにもなりかねない。

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、いじめ問題対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的に対応する。いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、いじめ問題対策委員会で審議を行い、組織的に判断する。被害生徒を徹底して守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

発見したいじめが喧嘩やふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある人間関係や事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応することとする。

インターネットやSNS等を利用したいじめに対しても適切に対応する。

なお、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

#### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、「その時」に「その場」でその行為を止めさせるとともに、いじめに関わる生徒に適切な指導を行う。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(1)でも述べたが、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止等対策委員会に直ちに情報を共有する。いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。その後は、当該委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が、県教育委員会に報告するとともに、関係職員が、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、

今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

学校が、いじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めることとする。

部活動において、いじめを発見又は通報を受けた場合も、上記と同様の対応を行う。なお、部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導をする場合は、開始する前に本対応について周知しておく。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

#### 〇いじめられた生徒への対応

**一次対応（緊急対応）** ①いじめの事実関係を、正確に把握する。②いじめられた生徒の安全を確保するとともに、心のケア等の支援をする。③校長及び関係教職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。

**二次対応（短期対応）** 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた生徒を支援する体制を整える。

**三次対応（長期対応）** いじめられた生徒の学級等及び集団への適応を促進する。

#### 〇いじめられた生徒の保護者への対応

**一次対応（緊急対応）** ①いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡する。

②複数の教職員で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を正確に伝える。③保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努める。

**二次対応（短期対応）** ①新たに分かった事実や今後の指導方針を伝える。②加害・被害にかかわらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図る。

**三次対応（長期対応）** ①今後の学校での対応を伝え、保護者の理解と協力を依頼する。

※ 問題の深刻さや他の生徒への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられる。

※ わが子が、いじめられてつらい思いをしていることを知ったときの保護者の心情を十分理解して、誠意ある対応をする。また、新しく分かった事実や学校の指導方針は逐次報告する。さらに、学校での様子や家庭での生活についても情報を交換し、いじめられた生徒の変容を把握する。

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じて、被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。ま

た、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

○いじめた生徒への対応

**一次対応**（緊急対応）①いじめの事実と経過を、複数の教職員で確認する。②校長、関係教職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝える。

**二次対応**（短期対応）いじめの態様等により指導方針を立案し、教職員間の共通理解を図る。

**三次対応**（長期対応）規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。

○いじめた生徒の保護者への対応

基本的にいじめられた生徒の保護者への対応と同じ。

※事実関係及び今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を、正確かつ丁寧に直接伝える。

そして、問題の発生を生徒の成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たる。また、暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要である。

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うこととする。場合によっては「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応により対処することもある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

**一次対応**（緊急対応）いじめを当該生徒だけの問題にとどめず、学級や部活動及び学年、学校全体の問題として考えさせる。（「観衆・傍観者」から「仲裁者」への転換）

**二次対応**（短期対応）「HR活動」等の時間を要とした人権同和教育、道徳教育等を充実させる。

**三次対応**（長期対応）共感的人間関係づくり、自己存在感が味わえる集団づくりに努める。

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級や部活動全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことで達成されるものである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## (6) ネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、県教育委員会等と連携し、ネットパトロールを実施することなどにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、地方法務局等におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

## (7) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。なお、解消については、いじめ防止等対策委員会で審議を行い、校長が判断する。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、県教育委員会又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視するものとする。

### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ問題対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察していくこととする。

## 5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法・第28条関係)

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
 などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。  
「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

## (1) 重大事態の発生と調査

### ①重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）は、県教育委員会を通じて県知事に事態発生を報告するとともに、いじめ問題対策委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。なお、生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

### ②被害生徒・保護者等に対する調査方針の説明（説明時の注意点）

- ・「いじめはなかった」等と断定的に説明しない。
- ・事案発生後、学校の不適切な対応により被害生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、速やかに不備について説明し、謝罪等を行う。
- ・被害生徒・保護者の心情を害する言動は厳に慎み、寄り添いながら対応し、信頼関係を構築する。
- ・記者会見や保護者会等外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に、関係保護者に伝える。
- ・自殺の事実を伝える際は、遺族から了解を得るよう努めること。了解をされない場合、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留める等の工夫を行う。
- ・生徒や保護者等に対する伝え方は、学校内で統一する。
- ・被害生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校は、再発防止に向けて可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。
- ・被害生徒や保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるよう勧める。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### ③調査時の注意点

#### ア 調査対象者、保護者等に対する説明の際の注意点

- ・アンケートの目的や調査内容を被害生徒・保護者に提供する場合があることを、予め調査対象である他の生徒・保護者に知らせておく。
- ・可能な限り速やかに実施する。アンケートは状況に応じて、無記名式により行うことも考える。
- ・学校は、調査中であることを理由に説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

#### イ 生徒等に対するアンケート調査、聴き取り調査を実施する際の注意点

- ・被害生徒やいじめに係る情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。
- ・加害生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性

を確保する。

#### ウ 調査内容の保存に関する注意点

- ・重大事態の調査に係る記録は、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存する。
- ・記録の廃棄については、被害生徒・保護者に説明の上行う。

なお、「事実関係を明確にする」とは、「いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど」の事実関係を、可能な限り網羅的に「」解明することである。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、再発防止に努めることが求められる。

#### (2) 調査結果の提供及び報告

##### ① 調査結果の説明・報告・公表

学校は調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報(調査の目的、方法、方針、経過及び事実関係等)を適切に提供する。学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任・法律上の義務を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(上記(1)③参照)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

調査結果を公表するか否かは、学校として、事案の内容や重大性、被害生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表する。また、調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表する。調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害生徒・保護者と確認する。また学校は、被害生徒・保護者に説明した方針に沿い、加害生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。

当該調査結果(今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見等を含む)は、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

##### ② 調査結果を踏まえた対応等

被害生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に応じた安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行い、被害生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援や学習支援を行う。

調査結果において、いじめが認知されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

いじめへの対応に当たっては、上記の委員会を起点として、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが求められる。そのためには、教職員一人一人が、いじめの情報をいじめ問題対策委員会に報告・共有する義務があることを改めて認識する必要がある。いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠である。いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校では次の組織を置く。組織の構成員その他必要な事項については、別途定める。

(1) 組織の名称：いじめ問題対策委員会（いじめ防止対策推進法第22条第28条に係る組織）

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

「いじめ防止対策推進法第22条」に基づく、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処」に関する措置を実効的に行うための、教職員及び外部専門家による委員会であり、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割、具体的には、次に掲げる役割を担う。

**【未然防止】**

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

**【早期発見・事案対処】**

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する複数の教職員等が個別に認識した情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集・整理と記録、共有を行う役割

※教職員が感じた些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、進んで報告・相談できるように環境を整備することが重要である。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

**【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】**

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかや、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、についての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

など

※上記委員会は月1回以上計画的に開催するとともに、いじめが発見された時は早急に開催する。

(3) いじめ防止対策推進法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

「いじめ防止対策推進法第28条」に基づく、いわゆる「重大事態」に対処するため、上記委員会を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する。なお、組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施する。この調査は、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢で、学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。（5（1）③参照）

さらに、重大事態が発生した場合には、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者等にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮をする。

本委員会が実効的な機能を果たすためには、教職員間での情報共有が可能になるように、情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図ることが大切である。また、組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すことが不可欠である。加えて、生徒や保護者に対して、本委員会の存在及び活動が認識されるような取組を積極的に行うことが大切である。いじめを解決する相談・通報の窓口として信頼が寄せられれば、早期発見・早期対応が可能になる。

## 7 学校評価

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校の問題への取組状況を評価するとともに、いじめ問題対策委員会において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談・家庭訪問等の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### (1) いじめの未然防止及び早期発見のための取組

- ①すべての生徒が参加・活躍できるように授業の工夫・改善を行う。
- ②授業規律を確立し、いじめが起こらない学習環境を構築する。
- ③総合的な探究の時間や人権教育等のホームルームにおいていじめ防止の視点をふまえて取り組む。
- ④休み時間の巡回指導や授業の様子の情報交換等を行い、いじめの兆候を見逃さない。
- ⑤いじめに特化したアンケート、学校生活アンケート、相談ポスト、三者面談等の機会を通じて、いじめの兆候を早期に発見する。

### (2) いじめの未然防止及び早期発見のための取組の達成目標

- ①アクティブ・ラーニング型の授業を通して、生徒が主体的・協働的に学習に取り組む態度が育成され、生徒が自己存在感を感じる。
- ②生徒に望ましい授業態度が育成され、互いを尊重する学習環境が構築される。
- ③生徒は学習を通して、共感的人間関係が育成され、他者理解が進む。
- ④巡回指導や情報共有で生徒の変化に気付くことができ、早い段階から組織的に対応することができる。
- ⑤いじめの兆候を早期に発見することにより、早い段階から組織的に対応し、いじめの深刻化を防ぐことができる。

### (3) いじめの未然防止及び早期発見のための取組の評価方法

- ①相互授業参観及び研究授業による評価
- ②授業開始時チェックシートによる評価及び相互授業参観及び研究授業による評価
- ③感想文やレポート等による評価及び生徒の様相観察による評価
- ④学校いじめ防止基本方針の点検及び見直しのためのチェックシートによる評価
- ⑤アンケートの集約及び分析、三者面談での情報集約及び分析による評価

### (4) 学校関係者評価

- ①学校自己評価にいじめ対策の項目をあげ、点検する。
- ②学校関係者評価委員会にいじめ対策の取組を報告し、評価を受ける。